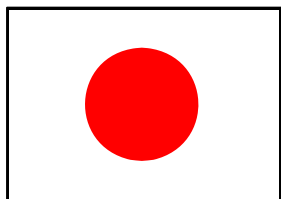


日フィリピン経済連携協定 原産地規則の概要



平成20年12月

(平成23年7月：一部改訂)

財務省関税局業務課

目次

- ・ 協定の構造 3
- ・ 「フィリピン特恵原産地規則」とは？ 4
- ・ フィリピン特恵税率適用のための条件 5
- ・ 原産地証明書 6
 - 原産地基準 10
 - ・ A、B、C、品目別規則、ACU、DMI、FGM 11—20
 - インボイスが第三国で発行される場合 21
- ・ 原産資格を与えることとならない作業 23
- ・ 積送基準 24

(注) 本資料において協定の条文を引用している箇所がありますが、一部簡略化して記載したのものもあることにご留意願います。正確な条文については、P.26に掲載したウェブサイトをご参照下さい。

協定の構造

日フィリピン経済連携協定

協定本体

第18条 関税の撤廃

第18条第1項

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した**他方の締約国の原産品**について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

譲許表において、フィリピン特惠税率を設定

附属書1 第18条に関する表
※一般的には「**譲許表**」と呼ばれている

第3章 原産地規則

【第28条－第49条】

附属書2 品目別規則

附属書3
原産地証明書の必要的記載事項

附属書4～8

「フィリピン特恵原産地規則」とは？

日フィリピン経済連携協定

協定本体

第18条 関税の撤廃

附属書1 譲許表

これらをまとめて、「**フィリピン特恵原産地規則**」と呼ぶ。

第3章 原産地規則
(他方の締約国の原産品である
か否かを判断するための規則)

【第28条－第49条】

附属書2 品目別規則

附属書3
原産地証明書の必要的記載事項

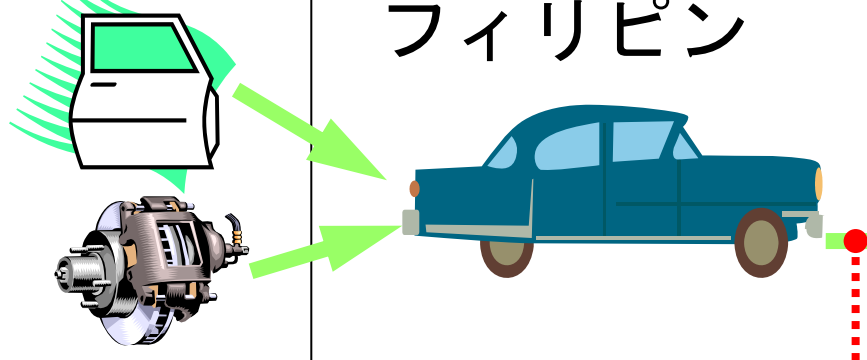
- ・日フィリピン経済連携協定・運用上の手続規則
- ・関税法第68条第2項
- ・関税法施行令第61条第1、4、5、7、8項
- ・関税法基本通達68-5-0～68-5-21

フィリピン特惠税率適用のための条件

① フィリピンから輸入される製品に関して、譲許表においてフィリピン特惠税率が設定されていること

この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」(通し船荷証券の写し等)

他の国



② 生産された貨物が、フィリピンの「原産品」であると認められること(=フィリピン特惠原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

③ 日本への運送の途上でフィリピンの「原産品」という資格を失っていないこと(=フィリピン特惠原産地規則上の積送基準を満たしていること)

④ 税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること(=フィリピン特惠原産地規則上の**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出すること)

この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

★原産地基準・積送基準の両者を単に満たしているだけでは十分ではなく、満たしていることが証明されなければならない。

原産地証明書の提出

- ・ 原産品であることを証明するために原産地証明書の提出義務。(協定第40条第1項、関税法第68条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
- ・ 以下の場合には、提出を要しない。(協定第40条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
 - 200 U S ドル又はを超えない貨物
 - 輸入国が提出を免除する貨物

20万円と規定

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

別途定めるもの
(指定はない)

	小バナナ(0803.00-100の一部:イナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モラド種、ピトゴ種、サバ種又はセニョリタ種に限る。)	熱帯果実ワイン(2206.00-229の一部)
20万円超の場合	原産地証明書に品種名及び検疫証明書(フィリピン農業省植物産業局が発給)の番号を記載	原産地証明書に材料品種名及びI T D I証明書(フィリピン科学技術省産業技術開発機構が発給)の番号を記載
20万円以下の場合	上述の検疫証明書の真正な写しを輸入申告の際に保持し、税関の求めに応じて提出。	上述のI T D I証明書の真正な写しを輸入申告の際に保持し、税関の求めに応じて提出。

原産地証明書に係る留意事項

- ・ **提出時期**：輸入申告時。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予（関税法施行令第61条第4項）
- ・ **発給機関**：フィリピン共和国関税局
- ・ **記入言語**：英語（協定第41条第5項）
- ・ **有効期間**：発給の日から6カ月間又は輸入国の法令に基づくこれより長い期間（協定第41条第6項）
 - ・ **1年間と規定**
（関税法施行令第61条第5項）
- ・ **対象となる輸入は1回限り**（協定第41条第6項）
- ・ **些細なミス**：税関の判断にて受理が可能
- ・ **発給後の修正**：発給機関にて行ったもののみ受理

原産地証明書記載事項① 第1欄～第7欄

遡及発給の場合、船積日(例えば、B/L(又はAir Waybill))の日付

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称・住所・国名		Reference No.	Number of page /	
2. Importer's Name, Address and Country: 輸入者の名称・住所・国名		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP [FORM JP] CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in _____		
3. Means of transport and route 輸送の手段及び経路 (わかる範囲内で) 積出・積替・取卸港、 ● 船舶名/フライト番号				
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code それぞれの製品ごとの品番(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、品名、HS番号(2002年版)	5. Origin criterion 原産地基準 A、B、Cのいずれかを記入。 累積の規定を適用する場合にはACU、僅少の非原産材料の規定を適用する場合にはDMI、代替性のある製品又は材料の規定を適用する場合にはFGMを記載。	6. Quantity (gross or net weight or other quantity units) 数量(グロス重量、ネット重量又はその他の数量単位) 記入は必須。	7. Invoice number and date インボイスの番号及び日付 ●	

品名はインボイス上の品名及びHS上の品名と十分関連付けられるものとする。
 製品ごとにHS 6桁レベルの番号を記載。
 小バナナはその種類、熱帯果実ワインは原料として使用された熱帯果実名を記載。
 第2208.90号の製品等、特別な掲名が求められる例外的な場合は、それら特別な品名を記載。
 HS第16類の製品については、IOTCに登録されている漁業船舶により得られた材料、船舶名、IOTC登録番号及び船舶国籍を記載(当該材料が製品の生産に使用されている場合に限る。)
 HS第18類又は第20類の製品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名を記載(当該材料が製品の生産に使用された場合に限る。)
 HS第50類から第63類までの各類の製品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名を記載(当該材料が製品の生産に使用された場合に限る。)

○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合、産品が締約国に輸入される際に提出されるインボイスの番号を記入。この場合、第9欄に「non-Party invoicing」及び当該インボイスを発出する者の正式な名称及び住所を記入。
 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合、本欄は空白のまま。この場合、輸入者は税関に対し、当該事実が正当であることを宣誓する誓約書(少なくとも当該インボイスの番号及び輸入に使用される証明書の番号を記載)等、取引関係が判明するような資料を提出。

原産地証明書記載事項② 第8欄—第11欄

小バナナ又は熱帯果実ワインの場合
(P. 6 参照)

<p>8. Certificate Number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable 検疫証明書又はITDI証明書の証明番号</p>	<p>9. Remarks: 第三国インボイスの場合には、インボイス番号の判明、不明に関わらず” non-Party invoicing” 及び当該インボイスを発行する者の正式な名称及び住所を記入 原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局により、” ISSUED RETROACTIVELY” と記入。 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、発給当局により、当初の原産地証明書の発給日及び「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。</p>
<p>10. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p> <p>Name (printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp _____</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p>

輸出者(又は代理人)による記入。
 ・日付(証明書申請の日付と同一)
 ・署名: 自署又は署名の形状の印字

輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体による記入。
 ・日付(原則として、船積日の翌日まで⇒それより後の発給を遡及発給として扱う)
 ・署名(権限のある政府当局又はその指定する団体の署名は、自署又は署名の形状の印字)
 ・押印

ゴム印は不可

ゴム印は不可

原産地証明書第5欄の原産地基準

協定第29条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) **非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの**

A : 完全生産品

B : 原産材料のみから生産される産品

C : 実質的変更基準を満たす産品

※第5欄には、A、B、Cのいずれかが必ず記入されなければならない。

原産地証明書第5欄：A＝完全生産品－第29条第2項

	項目 (例示)
(a)	生きている動物であって、フィリピンにおいて生まれ、かつ、成育されたもの(家畜、領海で採捕した魚等)
(b)	フィリピンにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物(捕獲された野生動物等)
(c)	フィリピンにおいて生きている動物から得られる産品(卵、牛乳、羊毛等)
(d)	フィリピンにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品(果物、野菜、切花等)
(e)	フィリピンにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質(原油、石炭、岩塩等)
(f)	フィリピンの船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の産品(公海、排他的経済水域で捕獲した魚等)
(g)	フィリピンの工船上において(f)に規定する産品から生産される産品(工船上で製造した魚の干物等)
(h)	フィリピンの領海外の海底又はその下から得られる産品(大陸棚から採掘した原油等)
(i)	フィリピンにおいて収集される産品であって、フィリピンにおいて本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの(走行が不可能な廃自動車等)
(j)	フィリピンにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの(木くず、金属の削りくず等)
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、フィリピンにおいて回収される部品又は原材料(走行が不可能な廃自動車から回収したタイヤであって、タイヤとしての使用が可能なもの等)
(l)	フィリピンにおいて(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

原産地証明書第5欄：C

＝実質的変更基準を満たす産品－協定第29条第1項(c)

- ・ 非原産材料を使用して生産される産品で、**附属書2**に定める品目別規則等を満たすもの
 - 品目別規則における実質的変更基準
 - ・ 関税分類変更基準
 - 非原産材料の関税分類番号が、製品の分類と異なることとなる変更が行われていること
 - ・ 加工工程基準
 - 非原産材料に特定の加工工程が施されること
 - ・ 付加価値基準
 - 付加された価値が条件を満たしていること

附属書 2 一 品目別規則の具体例

第3904. 10号の物品に係る品目別規則

関税分類変更基準

① 他の類の材料からの変更 又は、

付加価値基準

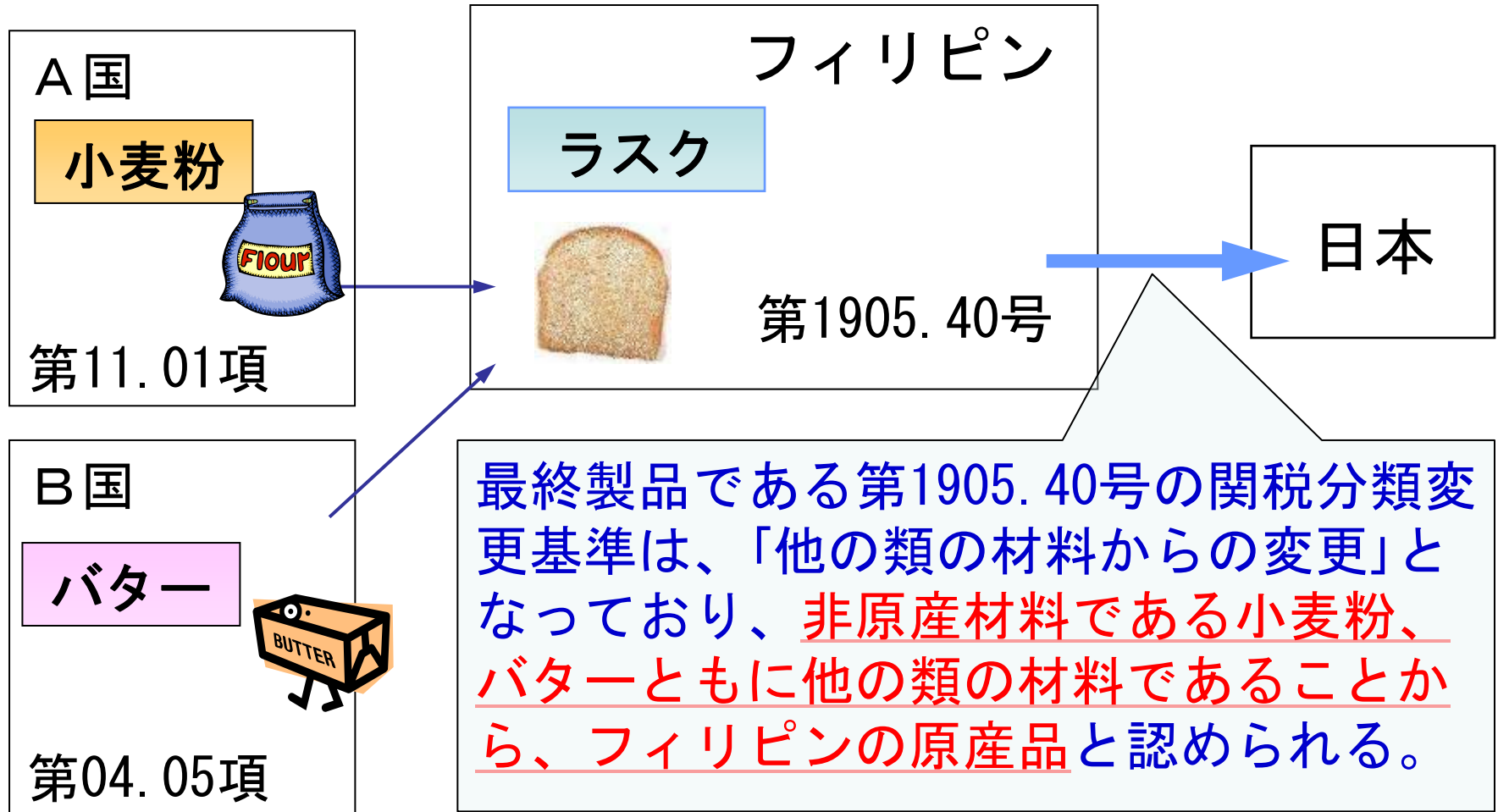
② 原産資格割合が40%以上であること
(関税分類の変更を必要としない。)

* 第3904. 10号の物品に係る品目別規則においては、これら2つの基準が併記されているが、これらの2つの基準の間に優先関係はなく、いずれかを満たしていれば良いというものであり、2つの基準は全く同格である。

附属書2 一品目別規則の具体例

関税分類変更基準

- 第1905.40号：他の類の材料からの変更

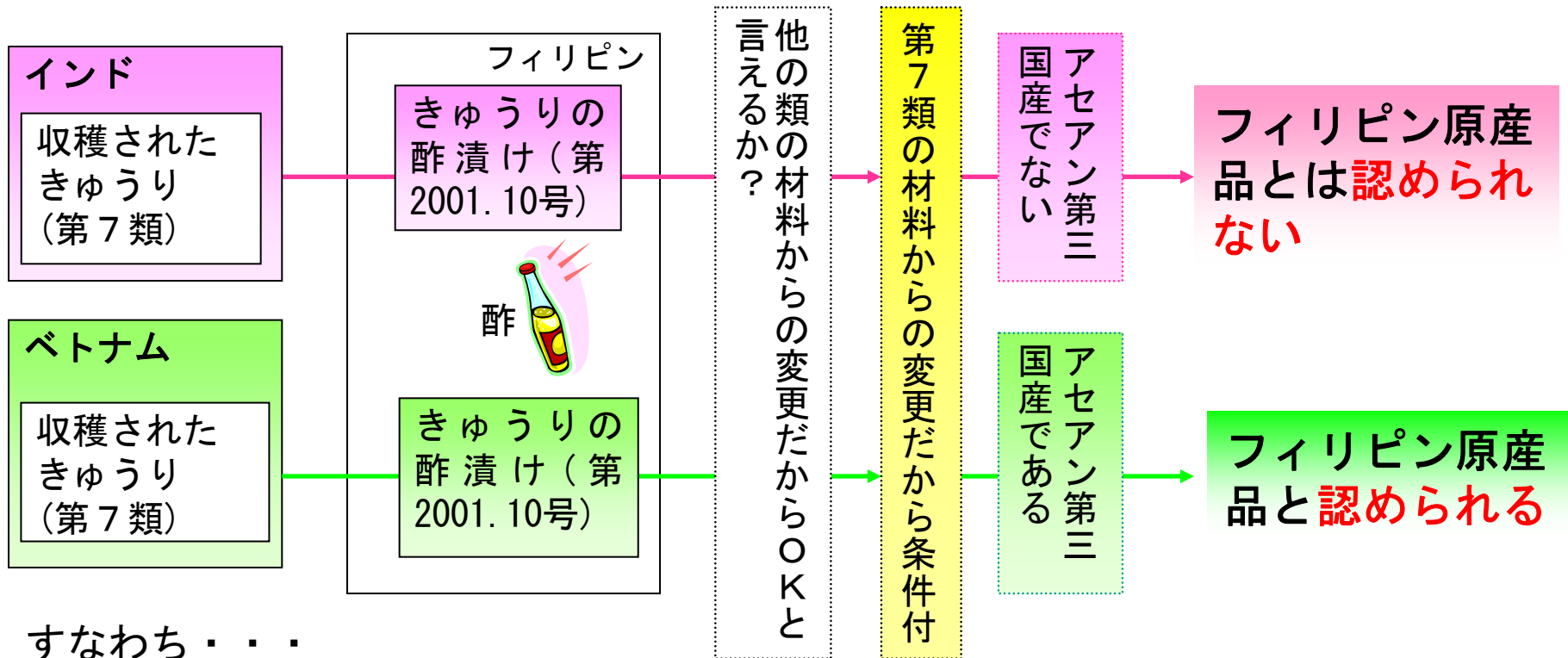


(注) 使用される非原産材料は上記の2つとする。

附属書2 一品目別規則の具体例

アセアン第三国産材料の使用の許諾

・ 第2001.10号：他の類の材料からの変更（第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）



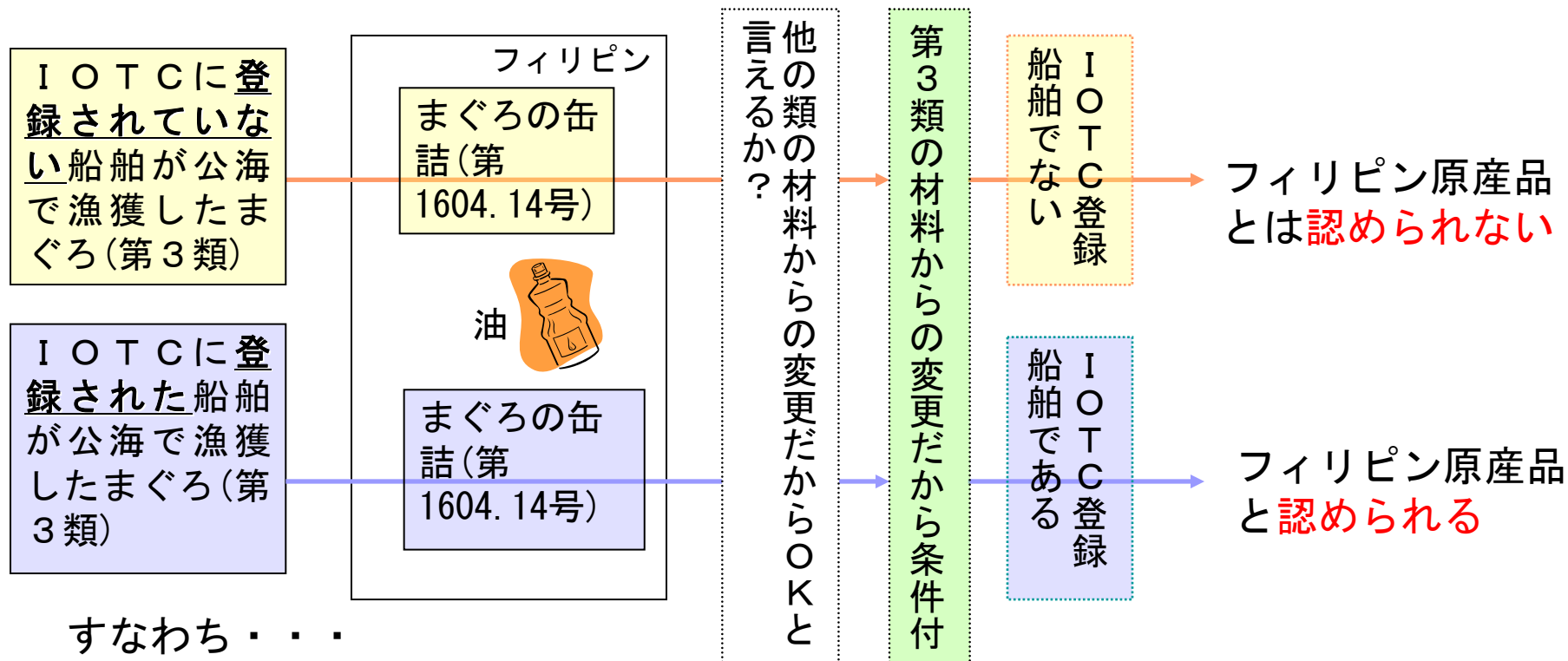
材料であるきゅうり(第7類)は、アセアン加盟国である第三国において「収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産され」なければならない。

附属書2 一品目別規則の具体例

I O T C 登録船舶漁獲材料の使用の許諾

I O T C: Indian Ocean Tuna Commission (インド洋まぐろ類委員会)

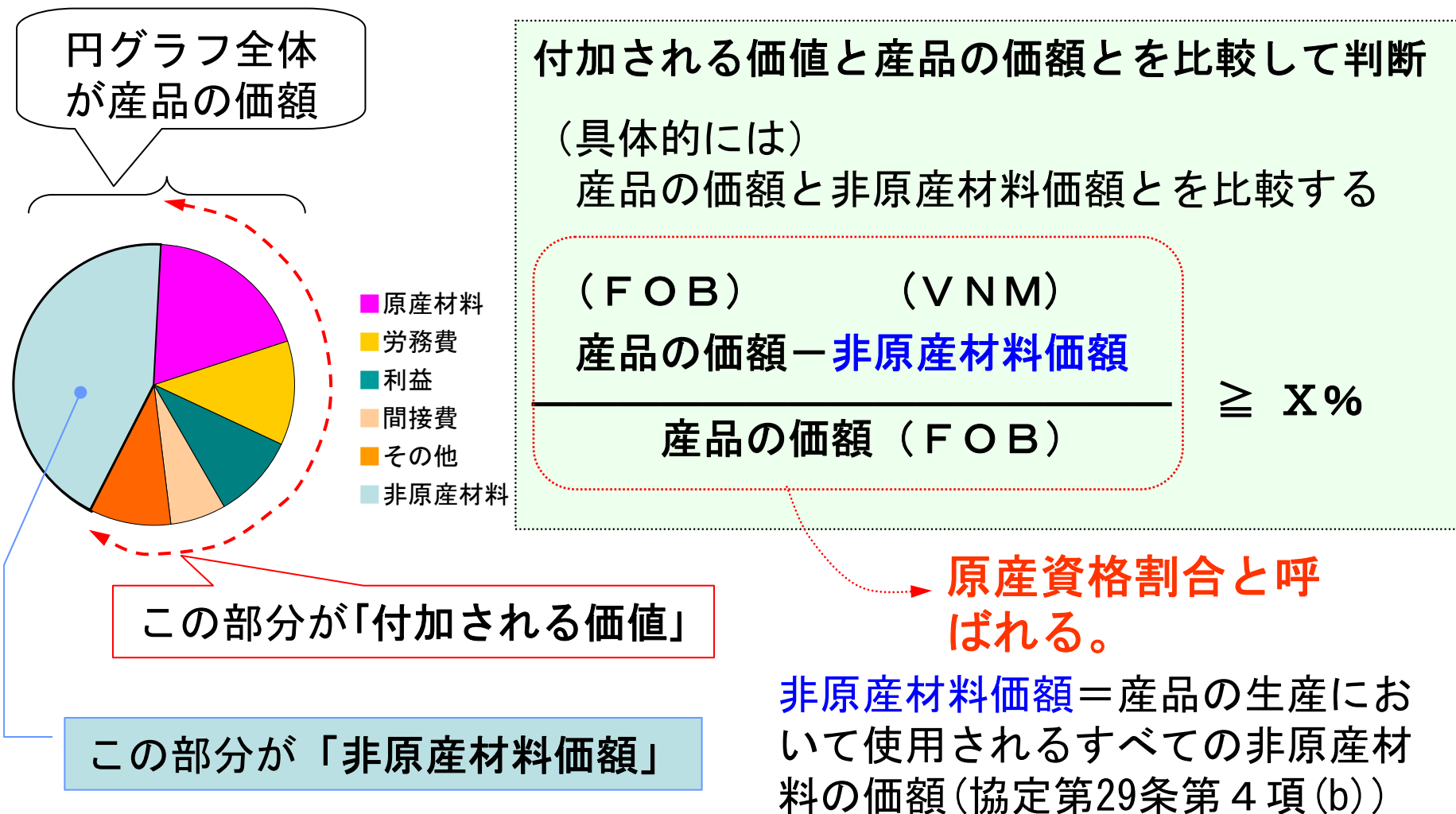
- 第1604.14号: 他の類の材料からの変更 (第3類の非原産材料がI O T Cの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)



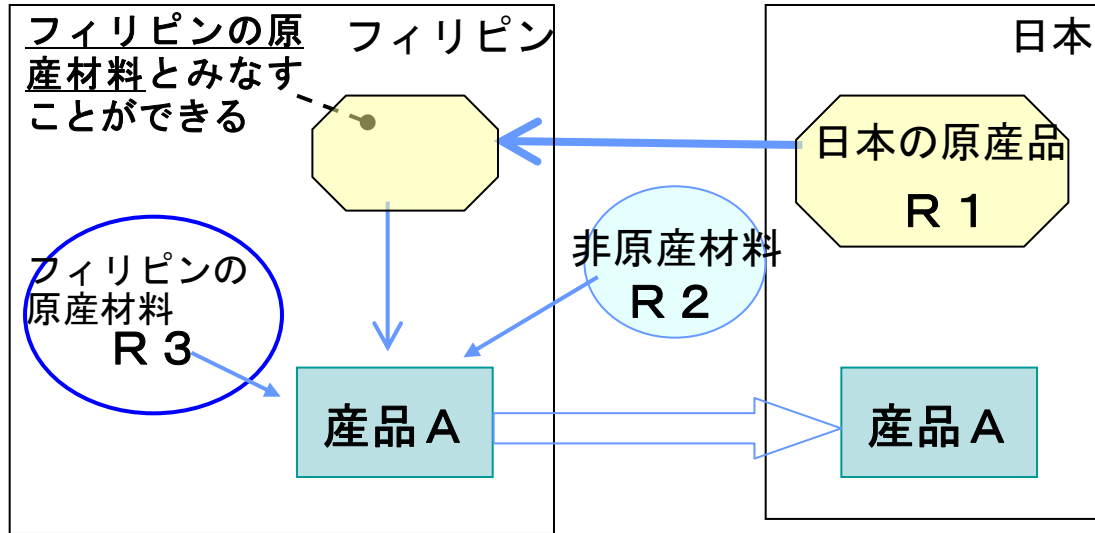
材料であるまぐろ(第3類)は、I O T C 登録船舶により「漁獲され」なければならない。

附属書2 一品目別規則 付加価値基準とは？

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。



原産地証明書第5欄：ACU＝累積（協定第30条）



日本の原産品R1をフィリピンに輸出し、それを、フィリピンにおける製品Aの生産に使用した場合、日本の原産品R1は、フィリピンの原産材料とみなすことができる。

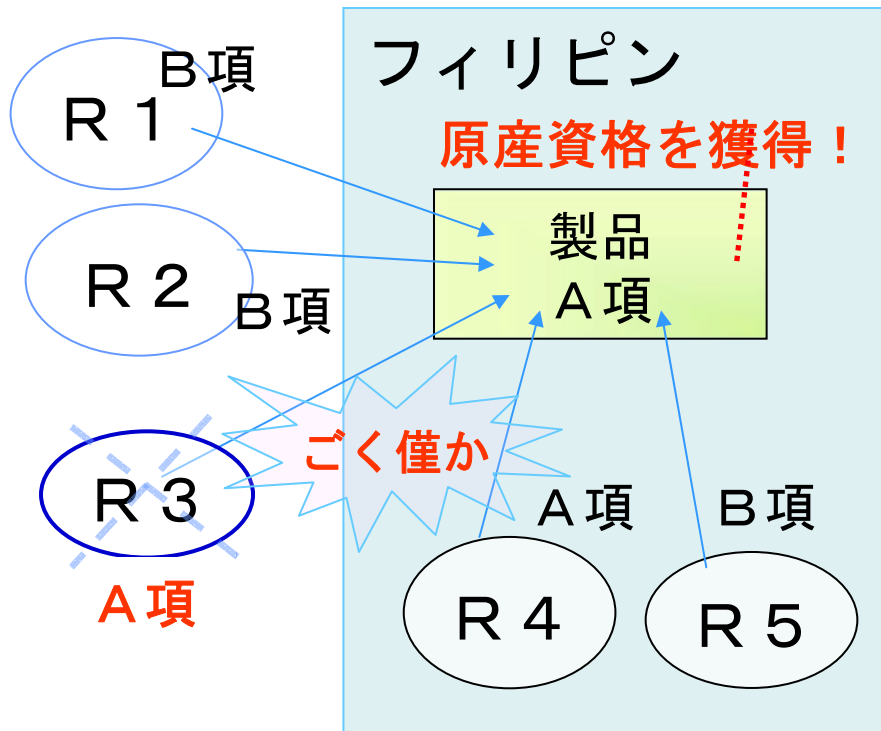
一見すると、一般特惠(GSP)における自国関与基準と同じように見えるが

※一般特惠(GSP)における自国関与基準との違い

- ・一般特惠の自国関与では、日本から輸出された製品であればよい。
→フィリピン特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の原産品であることが必要。
- ・一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆるANNEXが必要。
→フィリピン特惠原産地規則においてはANNEXは不要。

* 本条の適用があった場合、第5欄にACUと記載。

原産地証明書第5欄：DMI = 僅少の非原産材料 (協定第31条)



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準(例えば「他の項の材料からの変更」)を満たさない場合であっても、附属書2に定める特定の割合を超えなければ(=ごく僅かであれば)、考慮しなくてもよい。



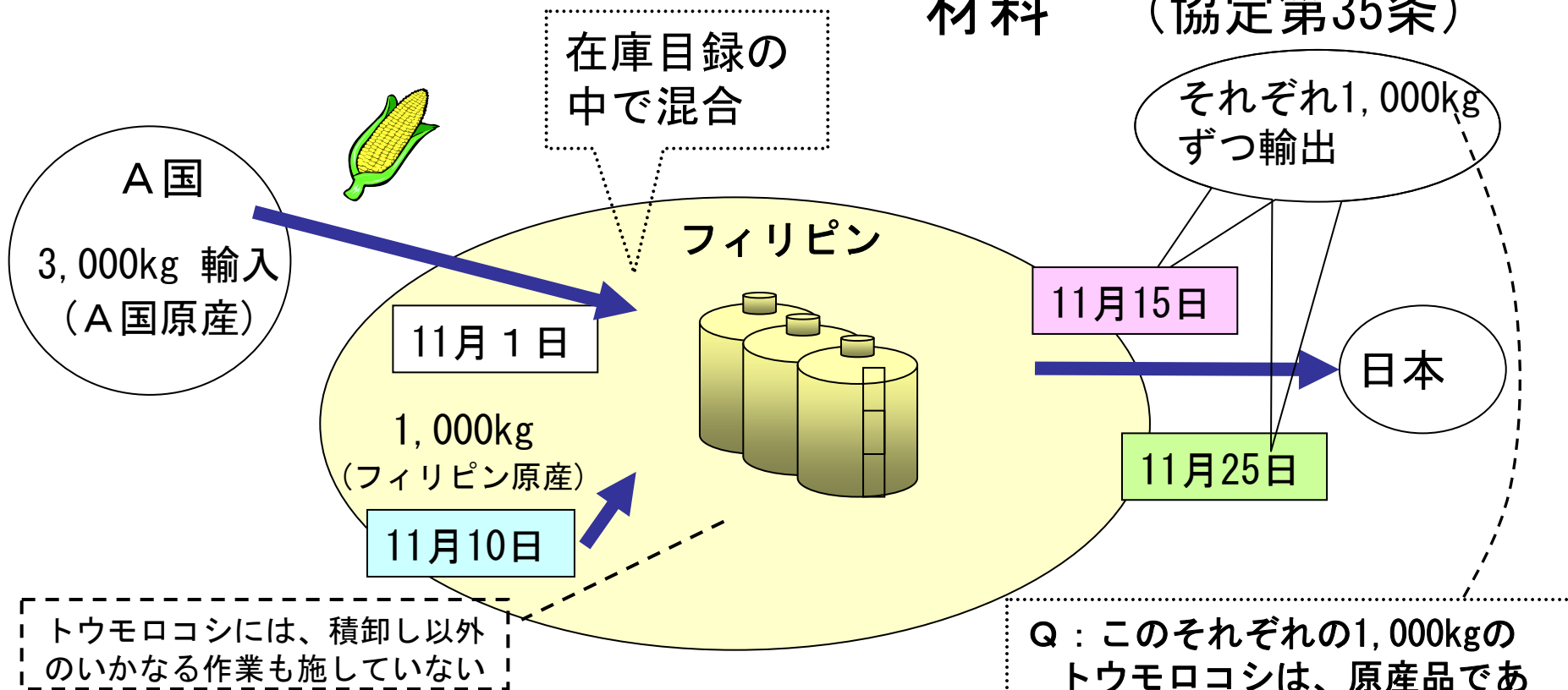
その結果、「すべての非原産材料の項番号が製品の項番号とは異なる」こととなり、関税分類変更基準を満たし、よって原産品であると認められる。

特定の割合—附属書2(品目別規則) 一般的注釈(f)

第50類～第63類 : 当該製品の重量の7%を超えない
第28類～第49類、第64類～第97類 : 当該製品の価額の10%を超えない

* 本条の適用があった場合、第5欄にDMIと記載。

原産地証明書第5欄：FGM＝代替性のある产品及び材料（協定第35条）



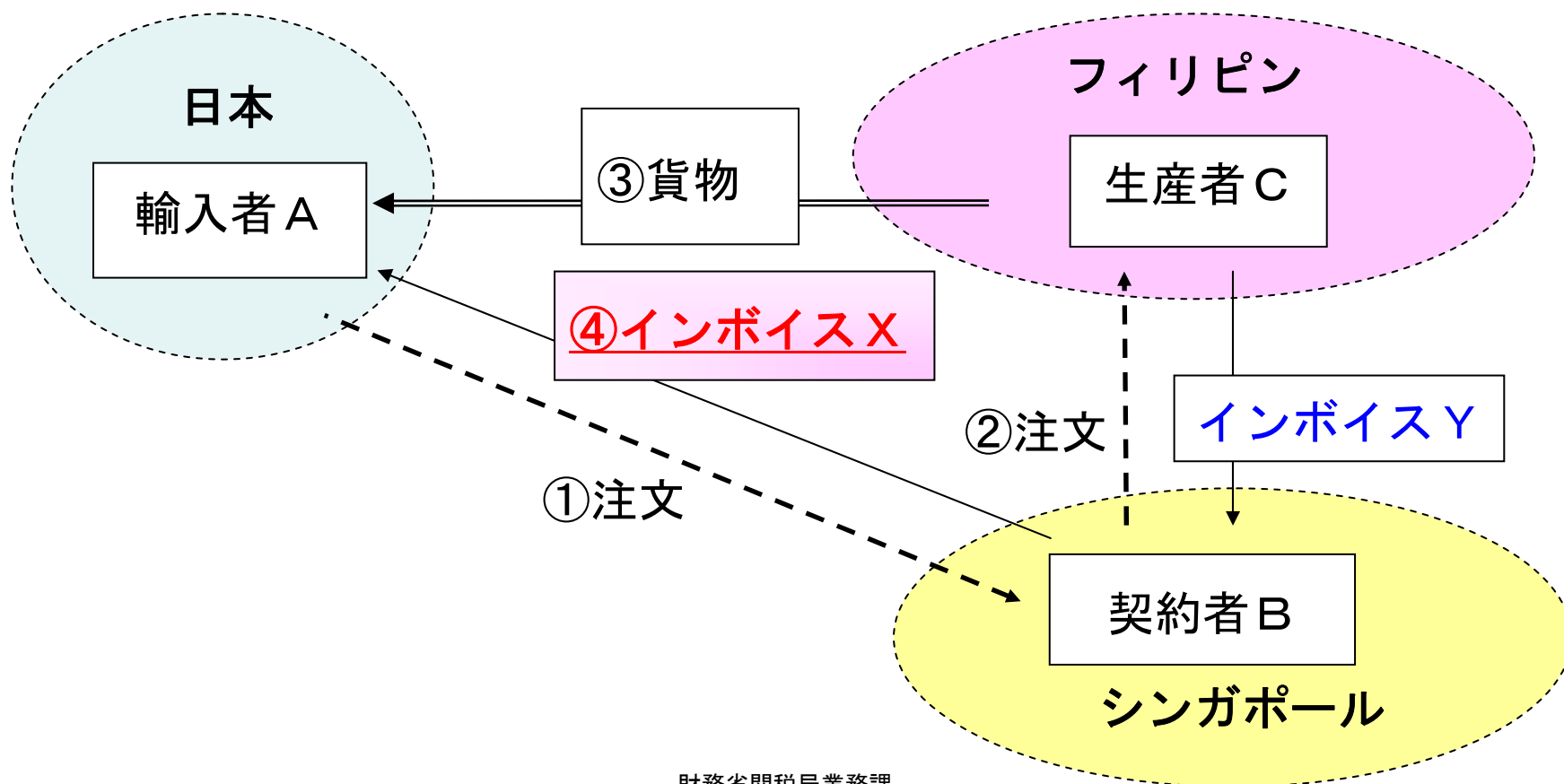
A : 用いている管理方法により異なる

Q : このそれぞれの1,000kgのトウモロコシは、原産品であるか、非原産品であるか？

	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式
1,000kg (11月15日輸出)	非原産品	原産品	250kg 原産品 750kg 非原産品
1,000kg (11月25日輸出)	非原産品	非原産品	250kg 原産品 750kg 非原産品

原産地証明書第7欄及び第9欄 インボイスが第三国で発行される場合ー①

第7欄に記入されるべきインボイス番号は、原則として (次ページ参照) 日本への輸入に用いられる「インボイスX」の番号。



原産地証明書第7欄及び第9欄 インボイスが第三国で発行される場合②

(カッコ書きは前ページの例におけるもの)

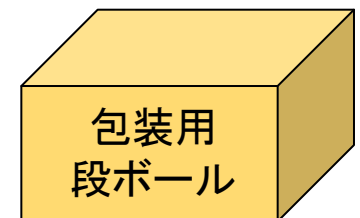
- 第三国で発行されるインボイスの番号が判明しているとき
 - 第7欄：第三国で発行されるインボイスの番号及び日付けを記入
(シンガポール) (インボイスX)
 - 第9欄：“non-Party invoicing” 及び当該インボイスの発行者の
正式な名称及び住所を記入 (インボイスX) (契約者B)

- 第三国で発行されるインボイスの番号が**不明**のとき
 - 第7欄：空欄
 - 第9欄：“non-Party invoicing” 及び当該インボイスの発行者の
正式な名称及び住所を記入 (インボイスX) (契約者B)

税関は、これらの取引関係を証明する書類の提出を要請。

原産資格を与えることとならない作業 －協定第32条

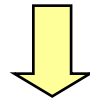
- ・ 輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業
- ・ 改装及び仕分
- ・ 組み立てられたものを分解する作業
- ・ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- ・ HS通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- ・ 物品を単にセットにする作業
- ・ これらの作業の組合せ



積送基準－協定第33条

- ・ 積送基準を満たすための条件
 - フィリピンから日本に直接輸送されること
 - 積替え又は一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合
 - ・ 当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するため必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと

☆積送基準を満たさない場合には原産品とみなさない



日フィリピン経済連携協定に基づく
特惠税率の適用対象とならない

積送基準を満たしていることを証明する書類

－協定第40条第3項

- ・ 第三国を經由して輸入される場合
 - 通し船荷証券の写し
 - 第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないことを証明するもの

課税価格の総額が20万円以下の貨物については提出を免除 ※

積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類 ※

※関税法施行令第61条第1項第2号ロ

ご不明の点があれば・・・

- ・ 日フィリピン経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf

附属書 1 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku01.pdf

附属書 2 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku02.pdf

附属書 3 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku03.pdf

適用税率等の E P A 関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm) からご覧いただけます。

- ・ ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。